

# 武藏野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 武藏野市の学校、家庭及び地域の協働の在り方を検討するため、武藏野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武藏野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 学校・家庭・地域の協働の在り方、意義及び仕組みに関すること。
- (2) 学校・家庭・地域の協働にあたり、教育委員会規則の制定に必要なこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武藏野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

## (構成)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる者及び職にある者をもって構成し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員の報酬)

第7条 委員の報酬については、武藏野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は教育委員会が市長と協議して定める。

## (部会)

第8条 検討委員会に付議する事項に関して必要な協議を行うとともに、検討委員会が指示する事項を実施するため、検討委員会に部会を置く。

- 2 部会は別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、教育部指導課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

学識経験者 3人
武藏野市立小中学校長会を代表する者 2人
武藏野市立小中学校副校長会を代表する者 2人
武藏野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者 2人
武藏野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人
武藏野市民生児童委員協議会を代表する者 1人
武藏野市青少年問題協議会地区委員会を代表する者 1人
社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会を代表する者 1人
武藏野市開かれた学校づくり協議会を代表する者 1人
武藏野市地域コーディネーターを代表する者 1人
子ども家庭部長
教育部長

別表第2（第8条関係）

教育部長
市民部市民活動推進課長
健康福祉部地域支援課長
子ども家庭部児童青少年課長
教育部指導課長

教育部統括指導主事

教育部生涯学習スポーツ課長